

農林水産大臣 鹿野 道彦 様

兵庫県農業共済組合連合会  
会長理事 鷲尾 弘志

「農業災害補償法第 142 条の 5 第 1 項の規定に基づく必要措置命令（平成 23 年 4 月 26 日付け農林水産省指令 2 3 経営第 2 0 0 号）」による措置計画を下記のとおり提出いたします。

## 記

### 1 命令の内容

兵庫県農業共済組合連合会は検査忌避行為及び建物共済事業における法令違反の再発防止のため、次の措置を講ずること。その際、各項目について具体的な措置と工程表を明らかにして取り組むこと。

今回の検査提出資料の虚偽記載による法令違反については、本会の検査業務全体を総括的に管理する意識が希薄で、内部牽制機能を果たす仕組みも未整備であったこと、コンプライアンス意識の欠如が職員間に蔓延して、それが組織的隠蔽体質を助長したこと、役員の管理・監督が不十分であったことなどが主な原因であると思料し、このような不祥事件を起こしたことに対して深く反省しております。

また、建物共済の加入資格の審査を全く行わないまま、多数の無資格者を引き受ける法令違反については、本会役職員が事業計画を達成することや事業成績を維持することが最優先事項となってしまう、法令等を遵守して事業運営を適正に実施する基本的な認識が欠如していたこと、理事会・監事会の業務の適正化への取り組みが行われておらず、内部監査及び監事監査が形骸化しチェック機能が働いていなかったことが主な原因であると思料し、深く反省しております。

今後は、このような事態を二度と起こさないよう、法令等を遵守した事業運営を図ることを組織の最大課題とし、適切な受検態勢の確立と法令遵守態勢の強化につきましては、以下のとおり組織を挙げて取り組んでまいります。

### (1) 適切な受検態勢の確立

#### ① 検査の効果的・効率的実施を確保するための検査対応業務の適正な管理

本会の検査対応業務及び常例検査調書の作成は、各部・課単位に縦割りで行われており、検査対応業務の管理とは調書作成の日程管理、調書の取りまとめ及び様式確認といった事務的な内容に限られていました。また、総務部総務課が検査対応窓口として当該業務の管理を行っておりましたが、調書記載内容の正確性、真実性、関連性等を確認するチェック機能を果たすことができていませんでした。

特に、今回の処分理由にある建物共済に係る無資格者加入の隠蔽を意図した、農産建物部における検査調書の組織的虚偽記載は、本会の縦割り意識と他業務への無関心、組織内での馴れ合い、それらの結果生じた組織の隠蔽体質が生んだものと認めます。

今後、本会は、検査対応業務の適正な管理を行うため、次の取り組みを行います。

ア 内部監査室（仮称）の新設

検査対応を行う窓口と検査全体の管理を行う部署として、内部監査室を新設します。当該部署の組織的独立性と実効性を確保するため、専任職員と事業運営に精通した兼務職員で構成し、設置に伴う職制規則の改正を平成 23 年 6 月の第 1 回理事会で行い、同年 7 月に設置します。

イ 検査調書の審査及び決裁

検査調書は、上記内部監査室が内容審査を行った後、会長理事及び専務理事の決裁を受けることとし、チェック機能と管理体制を強化します。

ウ 実地検査の立ち会い

内部監査室及び常勤理事は必ず実地検査に立ち会い、本会の業務運営上の課題等を客観的視点から把握し、監督を強化します。

## ② 理事会等による検査対応業務に対する監視・監督の強化

本会の検査対応業務に係る理事又は理事会の関わりは、回答書の議決・承認や指摘改善に伴う規則の改正等、手続き事項に限られており、具体的内容を伴う監視・監督は行われておらず、特に、常勤役員による検査調書の決裁も行われていませんでした。

今後、本会は、理事会等による検査対応業務に対する監視・監督を強化するため、次の取り組みを行います。

ア 不正対応ルールの整備

内部監査室において審査を行った結果、不正を発見した場合は速やかに会長理事とコンプライアンス担当部署に報告し、監視・監督の対応の一元化、内部牽制及び即時性を高めます。

イ 常勤役員の監理態勢の強化

検査調書の提出の際には、会長理事及び専務理事が決裁を行うものとし、実地検査には必ず常勤理事が立ち会います。

ウ 理事会の業務監視及び監督の強化

理事会は四半期ごとに業務執行状況等を報告させるとともに、検査指摘の改善・進捗状況等を確認し、監視・監督を強化します。

エ 監事会の業務監視及び監督の強化

監事会は、定時監査時に理事会に準じて業務執行状況と検査指摘の改善・進捗状況を報告させ、その内容を実査します。

### ③ 検査忌避行為に係る原因の究明と再発防止策の策定・実践

本会では、建物・農機具に事故が発生した場合、連合会の説明が不十分なため加入者が支払い対象にならないと思ひ込んだり、加入していたこと自体を忘れていたため事故申告が遅延する事例、加入者からの損害評価関係書類の提出が遅延する事例などにより、事故発生日から保険金支払い日までの期間が長期にわたる支払事例が頻繁に生じています。

検査調書の虚偽記載は、当初、上記のような事例の多さが毎回常例検査の指摘事項になり、かつ当該事例の抜本的な改善策が見当たらず、迅速な事故発生通知の注意喚起だけでは効果が期待できないと考えたことから、始まったものと思料します。このことは、職員が業務改善姿勢を放棄しているとともに、検査の趣旨に無理解であることによるものと認めます。

さらに、上記支払事例に係る事故評価書類が、常例検査時の加入資格抽出調査に該当し易いことから、無資格者と思われる事故件数を修正するなどの検査調書の改竄を行いました。これは、「検査さえ擦りぬければよい」といった、コンプライアンス意識の欠如が職員間に蔓延していたこと、更に、稟議決裁の手続きを踏んで農産建物部内に慣例化していたことを認めます。

今後、本会は、検査忌避行為を防止するため、次の取り組みを行います。

#### ア 担当部署におけるチェックの強化

検査調書の作成に当たって、担当者は検査用チェックリストによる自主点検を行った後、検査項目の狙いと報告内容に問題がないか担当部署内で相互チェックを確実にを行います。

#### イ 内部監査室等における審査の実施

内部監査室において、事務・事業に精通した兼務職員が担当業務以外の部署が作成した調書について審査を行い、内部牽制機能を果たします。また、会長理事及び専務理事は、必ず検査調書の決裁を行います。

#### ウ 実地検査時の対応強化

実地検査は、常勤理事及び内部監査室が立ち会い、問題点が発見された場合は、内部監査室がその問題点等を正確に反映した検査報告書を遅滞なく作成し、会長理事に報告するとともに、担当部署の取組状況を監視していきます。

#### エ 懲戒処分の規程整備と職員への周知

法令違反に関する懲戒処分について、検査忌避行為に係る当事者責任、管理監督責任の基準を明確にした就業規則の改正を6月の第1回理事会で行い、その内容を全職員に周知し、再発防止に努めます。

### ④ 検査忌避行為に係る責任の所在の明確化と関係者の処分

平成20年から同22年までの検査忌避行為については、検査調書「建物共済の保険金等の支払月別事故発生後の経過月別件数」において、経過月が2ヶ月以上の欄の件数の内、無資格加入者と思われる事故を除いて過少に記載する一方で、

2ヶ月未満の欄の件数に当該事故を加えて記載し、保険金の支払いが適正な期間内で行われているように虚偽の記載を行うとともに、無資格加入者に係る書類確認を免れようとしてしました。また、検査調書を総務部に提出する際に建物課において作成された決裁文書に上記の改ざん内容を記載し、農産建物部内で稟議しておりました。

今回の検査忌避行為を管理職が自ら起案又は黙認し、事務引き継ぎを行っていることから、直接的責任の所在は管理職にあります。しかしながら、不正を承知で従った職員の責任も免れるものではありません。

さらに、このような職員の職務姿勢、業務執行態勢に対する管理・監督責任は役員にもあると認識しております。

今後は、検査忌避行為に係る原因の究明と責任の所在を明確にし、関係者を処分するため、次の取り組みを行います。

#### ア 法令違反調査委員会による調査

平成19年以前のことも含め、弁護士など外部有識者等を含む委員会が調査することとし、平成23年5月18日の第16回理事会でメンバーを決定、同月25日に法令違反調査委員会を設置いたしました。同月27日の第1回委員会を開催し、審議決定された調査方法等(調査対象年度は平成13～22年の10年間、対象者はその間の農産建物部・建物課在籍職員と常勤役員、調査内容は検査調書の記載内容等にかかる事実確認、調査手法は委員による個別聴取)に基づき、同年6月中に原因の究明と責任の所在を明確にします。

#### イ 理事会等による処分の決定

調査結果の確定後、速やかに役員会を開催し、就業規則第57条及び第58条に則り、関係職員の処分を審議・決定のうえ報告いたします。役員につきましても責任を明らかにします。

## (2) 法令等遵守態勢の強化

### ① 法令等遵守に対する業務運営姿勢の明確化

これまで、本会のコンプライアンス態勢の整備については、平成18年5月22日付け農林水産省経営局長通知「コンプライアンス態勢の整備について」「農林水産省に対する不祥事件の報告について」を受けて、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス規則等を制定し、コンプライアンス態勢の整備と確立に努めてきました。

しかしながら、その取り組みは十分とは言えず、役職員のコンプライアンスに対する認識はまだまだ薄いのが現状です。特に、今回の建物共済事業における多数の無資格者引受けについては、事業計画の達成意識が強過ぎて、下方修正する理由が見つからないまま、問題が年々大きくなってしまったのが大きな要因です。まさしく役職員のコンプライアンス意識の希薄が招いたものと深く反省しております。

このたびの必要措置命令については、平成23年4月27日に連合会ホームページに情報開示するとともに、直ちに会長理事は役員と県に報告し、参事と部長は同

年4月28日（一部5月2日）に会員に巡回説明いたしました。

今後、本会は、法令遵守に対する業務姿勢を明確にするため、次の取り組みを行います。

ア コンプライアンス意識及び業務姿勢の表明

会長理事は法令等遵守の業務姿勢を明確にするため、コンプライアンス宣言を内外に発信するとともに、役職員に対して法令等遵守に係る業務姿勢及び農家と農業共済関係者の信頼回復に向けた不退転の決意を通常総会はじめ諸会議で表明します。

イ 措置計画の着実な実行

今般の必要措置命令を役員はもとより全職員が厳粛に受け止め、今回策定した措置計画の着実な実行を本会業務の最重要課題と位置づけたうえで、法令等遵守態勢の確立に向け、内部管理態勢の一層の充実・強化に役職員一丸となって取り組んでいきます。県職員及び参事・部課長で構成する兵庫県農業共済組合連合会改革チームを平成23年4月28日に設け、法令違反等の原因究明と問題提起を行っており、今後の再発防止策など具体的な措置の策定と実践を通じて本会の業務改善に努めていきます。

ウ 措置の進捗状況の開示

法令等を遵守した業務運営を連合会の基本方針とすること並びに具体的な措置の進捗状況を広報誌、ホームページ等に情報開示します。

## ② 理事会等による業務執行に対する監視・監督の強化

現行理事会には、規則等で付議が義務付けられている議案については上程されていますが、それ以外の重要事項については全てが報告されてきたとは言えません。特に、平成22年4月15日付け農林水産省経営局長通知「任意共済事業における引受けの適正化について」（以下「経営局長通知」という。）は、本会において不適切な事実があったにもかかわらず、理事会は報告させておらず、監事会の業務監査も不十分でした。

このことは、職場の隠蔽体質と理事会による業務の適正化への取り組みが行われていないことが原因となって発生した問題であると深く反省しております。

今後、本会は、理事会等による業務執行に対する監視・監督の強化のため、次の取り組みを行います。

ア 理事会への重要事項及び措置状況の報告

理事会は四半期ごとの業務内容に加えて農林水産省からの重要通知など業務運営に関する事項を報告させて十分な審議のうえ、適正な業務執行に努めます。特に、今回の措置計画の進捗・改善の状況を理事会で評価し、実効性を検証していきます。

イ 不祥事件等への速やかな対処

理事会で審議が必要と判断された案件及び不祥事件については、会長理事は直ちに報告させて、必要に応じて緊急の理事会を開催し、速やかな情報の共有化と迅速な問題解決に努めていきます。

#### ウ 監事会の機能強化

監事会は、理事会に準じて業務運営上の重要事項を報告させ、役員間の情報の共有化を図るとともに、内部監査室が行った内部監査結果を報告させます。監事監査においては、会計関係書類に限らず、上記の報告事項に係る文書等についても実査し、業務運営全般にわたる監視・監督を強化します。

#### エ 職場倫理の高揚と法令遵守意識の確立

専務理事が本会の出先事務所を7月から8月に定期巡回し、職員との意見交換会を通じて農業共済職員としての職場倫理の高揚を図るとともに、不祥事件未然防止等の重要性について十分に周知徹底し、法令等遵守意識の確立に努めます。

### ③ 内部監査・監事監査の機能強化等法令等遵守のための内部牽制機能の強化

これまで、内部監査については、総務部及び家畜部による出張所・診療所を対象とした事務局監査（出張所は年1回、診療所は診療所調査を含めて年2回）とチェックリストによる内部自主検査を実施してきましたが、事務局監査は職員間の馴れ合いになり、指摘に対しても感受性が鈍く、内部自主検査も形骸化し、コンプライアンス担当部署のチェックが十分機能していないと考えられます。

また、監事監査についても、本会の監事が自治体の首長であることから、ある種第三者的な視点で監査が実施される利点があるものの、限られた時間内で実施しているため、内容を掘り下げた鋭い指摘や専門的な指摘には限界があり、形式化していると認識しています。

今後、本会は、法令等遵守のための内部牽制機能を強化するため、次の取り組みを行います。

#### ア 内部監査室による内部監査の強化

内部監査室は、内部監査計画に基づき、本部各部署及び各出先機関を対象に、最低年3回（決算監査4月、診療所調査6月、中間監査10月）の内部監査を実施し、監事監査と連携して内部牽制機能を強化します。

内部監査に係る実施要領等関係規程を平成23年6月中に整備し、内部監査で発見・指摘された問題点を正確に反映した内部監査報告書を遅滞なく作成し、監事とコンプライアンス担当部署に報告するとともに、指摘事項のあった部署に対してその改善計画の作成を求め、その取り組み状況を監視します。

なお、内部監査の結果、不祥事件とみられる案件は、速やかにコンプライアンス担当部署へ報告するとともに、必要に応じて監事会での審議と監査を実施します。

#### イ 補助監査の導入

理事の業務執行状況を監視し、牽制機能を強化するために、公認会計士等の学識経験者による会計部門の補助監査を平成23年度中間監査から実施し、監事監査機能の補完・充実強化を図ります。

#### ウ 監事会の監督強化

監事会は、監査計画に基づき、5月に決算監査、11月に中間監査を実施し、

内部監査室の監査結果を踏まえて理事の業務執行状況を監督していきます。上記定時監査においては、会計関係書類に限らず、重要事項に係る文書等についても実査し、業務運営全般にわたる監督を強化します。

#### ④ 役職員の法令等遵守意識の向上

今回の法令違反は、連合会が保険者として法令を遵守して事業運営を適正に実施する基本的な意識が欠如していたことに大きな原因があることを認めます。また、事業運営に当たって、根拠法令等の確認が行われないままに前例と事業実績が優先される傾向があったため、法令違反が助長されたと考えます。このようなコンプライアンス意識や職場風土の問題に的確に対応する研修体制が十分でなかったことを深く反省しております。

今後は、コンプライアンスの徹底と事業推進を対立項と捉える意識を改革します。特に、上席者、管理職のコンプライアンス意識が何より重要であり、下位職員の業務が前例等による制約を受けないよう是正する義務と権限があることを自覚し、厳正な事務処理と適正な人事管理を徹底し、積極的にコンプライアンス・プログラムに取り組みます。

##### ア コンプライアンス研修の強化

コンプライアンス意識の徹底を重点とした研修計画の見直しを平成23年6月に行い、平成23年度の年間計画を策定します。全職員を対象とした職員研修会を同年6月に開催し、措置計画の具体的な内容と今後の取組姿勢を周知徹底するとともに、同年7月の管理者研修会、監督者研修会、年間通しての階層別及びグループ別研修会のそれぞれに対し、コンプライアンス研修を実施して法令等遵守の意識改革を全職員で取り組みます。また、事業運営に不可欠な根拠法令等の確認の場としてグループ研修を活用します。

##### イ 「NOSA I兵庫エシックスカード」の配布

全職員に携帯用の「NOSA I兵庫エシックスカード」を平成23年7月に配布し、法令遵守のみならず社会的規範に背かない行動を確認しながら、日常業務に取り組みます。

##### ウ 決裁文書への根拠法令の明記

前例や慣行を踏襲しない厳正な事務処理を徹底するため、平成23年6月から、決裁文書にはその根拠法令を明記して稟議することとし、担当者は日常業務の中で法令根拠の自主点検を基本的なルールとして管理職と相互確認を行い、内部牽制機能を強化します。

##### エ 問題解決検討会の開催

万一不祥事件が発生した場合は、不祥事件対応要領に基づき、適切な対応に努めますが、同要領で定められた不祥事件には該当しない業務上の問題が発生したときは、概ね1か月に1回開催している参事・部長会を問題解決検討会に切り替えて、その対応を協議し、速やかな問題の解決に努めます。

##### オ トラブル処理体制の整備

#### (ア) 内部通報システムの整備

公益通報の処理に関する規則に基づき、職員からの通報・相談窓口として不正行為等の早期発見と是正に努めていますが、現在のパソコンメールに、平成 23 年 6 月 1 日から携帯メールなどの通報手段を追加し、システムを効果的に機能させることで職場内の自浄作用を高めます。さらに、同年 7 月からのコンプライアンス研修を通じて内部通報制度の意義及び通報方法等について再度理解を深めていきます。

#### (イ) お問い合わせ窓口の整備

平成 23 年年 2 月に建物共済の加入者からの問合せや苦情等に対応するために設置している対応窓口を同年 7 月から常設して、事業全般にわたるお問い合わせ窓口として説明義務を果たしていきます。

#### カ 適切な人事管理の徹底

職員の勤務に関する意向調査などを踏まえて、原則として 3～5 年周期の定期的な人事異動を実施し、適正な業務運営に努めます。また、平成 23 年 11 月に勤務評定にコンプライアンスに関する項目を追加する要綱改定を行い、職員のコンプライアンス意識の向上と内部牽制機能の強化に努めます。

### ⑤ 建物共済事業の法令違反に係る原因の究明と審査体制の強化等再発防止策の策定・実践

本県では、農家の高齢化や過疎化の進行等により、農家戸数は減少の一途をたどり、この結果、これまで建物共済に加入してきた者が加入資格を失うことになりました。

このような状況の中で、地域集落内の協力体制の確保と本会の事業実績を維持することを優先するあまり、無資格者の加入を看過する風潮が広がり、いつしか推進協議会及び推進員に対して加入資格要件についての説明も行わなくなりました。また、建物共済の加入推進は、地域の住民組織として構築されている農会組織等に対する依存度が高く、ここに配慮するあまり、農会等基礎組織が推進した者を無審査で引受けすることが慣例となっていました。

このような状態に職員が疑問を持ちながらも、本会の事業実績のみならず、基礎組織を含めた本県事業推進体制全般に対する影響があまりにも大きく、手が付けられないまま現在に至っており、本会に自浄能力が欠けていたことを深く反省しております。

今後、本会は、建物共済の審査体制の強化と再発防止のため、次の取り組みを行います。

#### ア 無資格者に対する更改不可通知

既存加入者のうち無資格者に対し、平成 23 年 2 月に実施した加入資格調査の結果を基に、同年 4 月引受分から更改時期に合わせて、引受月ごとに更改案内の不可通知を連合会から順次送付しています。なお、次回以降の定期報告で、無資格者に対する更改案内不可の通知状況を報告します。

#### イ 加入審査・加入承諾責任の所在の明確化

加入申込書に記載する提出先を平成 23 年 4 月引受分から本会に変更し、建物共済事業の実施者を加入者に周知するとともに、審査・承諾の責任の所在を明確にします。

また、連合会が行う承諾行為を明確にした口座振替通知書及び掛金納入通知書兼加入承諾書へ同年 6 月中に様式変更を行います。

ウ 平成 23 年 7 月までの加入申込者に対する審査

同年 7 月加入までの加入申込者については、同年 2 月に実施した加入資格調査の結果を基に営農状況を把握し、営農状況の未確認者及び調査書の未提出者については、営農状況申告書を別途取りつけ、本会出張所が加入承諾をする前に審査を行います。

エ 平成 23 年 8 月以降の加入申込者に対する審査

同年 6 月中に加入申込書に営農状況申告欄を追加する様式変更を行い、同年 8 月以降の加入申込者の営農状況を把握し、引き続き、本会出張所が加入承諾をする前に審査を行います。

オ 協議会に対する加入資格説明

協議会に対する加入資格に関する説明は、平成 23 年 2 月 9 日の課長・係長会議、同年 5 月 25 日の局長・課長会議で行いましたが、今後も本会が開催する課長会等会議で周知徹底していきます。

カ 推進員に対する加入資格説明

推進員に対しては、協議会と連携して説明会を開催するなどして、順次、説明しており、今後も引き続き周知徹底していきます。

キ 加入資格の周知徹底

パンフレットに加入資格に関する事項を平成 23 年 3 月に記載し、これを活用して、引き続き、推進員等並びに加入者に対し周知徹底していきます。

ク 農林水産省の指導

加入資格に関し解釈等詳細な説明が必要な場合は、その都度、農林水産省の指導を仰いでいきます。

ケ 推進スケジュールの見直し

十分な審査期間と承諾書発行期間を確保するため、推進協議会に対し推進会議の開催時期など推進スケジュールの見直しを要請します。

**⑥ 建物共済事業の法令違反に係る責任の所在の明確化と関係者の処分**

⑤に記載の理由により、無資格者の加入割合が増加してきたことは、本会の事業推進の考え方、手法自体に誤りがあったことを認めます。

さらに、平成 22 年 4 月 15 日に経営局長通知が発出されているにもかかわらず、理事会において加入資格の適正化について対応を怠ったこと、監事は監事監査において多数の無資格加入がありながらそのことを指摘しなかったことは、役職員全体に関わる問題であると反省しております。

今後は、建物共済事業の法令違反に係る原因究明と責任の所在を明確にし、関係者を処分するため、次の取り組みを行います。

ア 法令違反調査委員会による調査

(1) の④に掲げる委員会が調査し、平成 23 年 6 月中に原因究明と責任の所在を明確にします。

イ 理事会等による処分の決定

調査結果の確定後、速やかに役員会を開催し、就業規則第 57 条及び第 58 条に則り、関係職員の処分を審議・決定のうえ報告いたします。役員につきましても責任を明らかにします。

このたびの農林水産大臣から発出されました「農業災害補償法第 142 条の 5 第 1 項に基づく必要措置命令」は、本会が保険者として法令等を遵守すべき立場にありながら、共済事業を適正に実施すべき意識の欠如と説明義務を果たしてこなかったことによるものであり、役員一同深く反省しております。

このような不祥事が、すべての農業共済団体等や農業災害補償制度全体に対する信用や信頼を失墜させたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、兵庫県農業共済組合連合会改革チームを中心に、具体的な措置が集中的に成果を挙げるよう取り組み、不祥事防止のために全力を挙げて取り組む覚悟で臨んでまいります。

なお、具体的な措置の取り組みにあたっては、別紙の工程表のとおり実践してまいります。